

特定非営利活動法人山口ウェルビーイングの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人山口ウェルビーイングの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県防府市大字大崎1751番地の5に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に、山口県民に対して、一人ひとりの幸せづくりに関する事業を行い、山口県に在住または、ゆかりのある人がウェルビーイングの理念を実装することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① ウェルビーイングを拡げる活動
- ② 地域のウェルビーイングを促進する活動
- ③ 個人一人ひとりのウェルビーイングを高揚する活動
 - a) ウェルビーイングを周知する事業
 - b) 日本の心を涵養する事業
 - c) 自然と共生する事業
 - d) 科学を探究する事業
 - e) 地域と協働する事業
 - f) 福祉を補助する事業
 - g) 医療に寄与する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

（種別及び定数）

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第2項、第 29 条第1項第2号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者もしくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的な記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営

(開催)

第32条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電

磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により 予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	川 野 儒 一
副理事長	橋 本 陽 祐
理事	田 村 秀 一
監事	宮 川 翠

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年（令和10

年) 6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年(令和9年)3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 0円
正会員会費 1,000円(1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 0円
賛助会員会費 500円(1年間分)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人山ロウェルビーイングの会

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	かわの しんいち 川野 信 一		無
副理事長	はしもと ようすけ 橋 本 陽 祐		無
理 事	たむら しゅういち 田村 秀 一		無
監 事	みやかわ みどり 宮川 翠		無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

山ロウエルビーイングの会（以下、本会と称す）は、1946年のWHO憲章では、「ウエルビーイング」を健康が「身体的・精神的・社会的に良好な状態」と定義し、これが広くきっかけとなった。本会は、このようなより良い状態を目指し、20世紀の物質的成功よりも「健康・人間関係・自己実現・自然との調和」が重視され、AIなどのテクノロジーを活用した心身の支援が進んでいる。社会面では、GDPだけでなく「幸福度」や「社会的包摂度」で豊かさを測る動きが広がり、企業も「利益」だけでなく、「従業員の健康・社会貢献」を価値とするよう変化している。

このようなことから、OECDの「Education 2030」では教育の目標を「個人と社会のウエルビーイング」とし、日本の教育改革もこの流れを取り入れている。

そこで、本会では、世代を超えて、笑顔でつながる「個人と社会のウエルビーイング」を目指している。

活動実績を令和6年度から現在まで、挙げていきたい。

令和6年度の会員の活動実績は、以下の通りである。

- ・「ウエルビーイングのはじめ方」（県内の教育関係者、企業の経営者や人事担当者など）への参加（山口県及び公益財団法人山口県ひとづくり財団主催）
- ・「君だけの幸せってなんだろう？」（小学4年生～中学3年生対象）の見学（山口県及び公益財団法人山口県ひとづくり財団主催）
- ・「幸せのカタチ」（高校生・大学生対象）の見学（山口県及び公益財団法人山口県ひとづくり財団主催）
- ・「ウエルビーイングのつたえ方」（県内の教育関係者、企業の経営者や人事担当者など）への会員参加
- ・「地域のウエルビーイングが未来を変える」（場所：周南公立大学、講師 武蔵野大学 教授 保井 俊之氏）への会員参加
- ・地域のウエルビーイングが未来を変える（場所：周南公立大学、講師 武蔵野大学 教授 保井 俊之氏、准教授 浦谷 裕樹氏、講師 楠 聖伸氏）への会員参加
- ・公益財団法人山口県ひとづくり財団のホームページ「やまぐち Well-Being」の「みんなの取組紹介」に岩国市立修正中学校の取組紹介
- ・「Well-being Dialogue Card Day 2026」で、認定ファシリテータであり会員の一人が、防府市立桑山中学校の実践を発表
- ・山ロウエルビーイングの会を「NPO 法人化したいという者」（現在会員 10 名）と「情報を収集したいという者」（「NPO 法人化したいという者」も含めて現在会員 29 名）の LINE グループを作成

令和7年度の会員の活動実績は、以下の通りである。

- ・防府市牟礼中学校への視察（講師 前野マドカ先生、吉田 忍先生、石原実奈子先生 3 名来校）
- ・防府市立牟礼中学校への視察（山口県 1 名、公益財団法人山口県ひとづくり財団 1 名 計 2 名来校）
- ・「日本の教育とウエルビーイングの未来を考えるシンポジウム 第 30 回」で、会員の一人が、防府市立牟礼中学校の実践を発表
- ・公益財団法人山口県ひとづくり財団のホームページ「やまぐち Well-Being」の「みんなの取組紹介」

介」に防府市立牟礼中学校の取組紹介

- ・山口ウェルビーイングの会のLine グループ作成し会を立ち上げ（当時、会員6名（講師の2名含む））
- ・「THE WELLBEING WEEK 2025」（場所：武蔵野大学有明キャンパス）への会員1名参加

上のような会員のウェルビーイングの研修のもと、本会では、様々な研修が山口県主催も含めてあったため、ウェルビーイングの会員が山口県内各市に広がった。そして、山口県民の「一人ひとりの幸せづくり」を応援したいという会員達が増えてきたことから、「豊かな自然に触れる」、「心と体を整える」、「人とつながる」、「自分を磨く」ことを目指して、事業を実施する上では助成金や補助金が必要となった。そのため、助成金や補助金を申請し会計をする必要となったため、本会をNPO法人化することとした。

2 申請に至るまでの経過

本会では、2月中旬から「やまぐち県民活動支援センター」に相談して、会員とともに山口ウェルビーイングの会のNPO法人化を目指してきた。そのため、毎週日曜日にオンラインで会議を行い、本会での目的、それぞれの会員が利他のために実施してみたい事業についてヒアリングし、実施したい内容を考えてきた。

このような経緯の中、ほぼ会員が行いたい事業が決まってきたため、この度、本会のNPO法人化に至る経緯となった。

令和8年6月22日

特定非営利活動法人山口ウェルビーイングの会
設立代表者

住所又は居所

氏 名 川 野 信 一

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人山ロウエルビーイングの会

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
a) ウェルビー イングを拡 げる事業	・「ウェルビーイング・幸せの 対話会」を実施する。	(A) 年 4 回 (B) オンライン (C) 1 回 2 人	(D) 県内各市 (E) 1 回 10 人	0
	・「山ロウエルビーイング実践 集 2026 中学校版」を作成し、 販売する。	(A) 8 月末までに作 成 (B) 各作成場所 (C) 5 人	(D) 山口県内 (E) 1 回 5 人	10
b) 日本の心を 涵養する事 業	・「世代を超えた体に優しい日 本の料理教室」を実施する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府 市・山口市 (C) 1 回 2 人	(D) 宇部市・防 府市・山口 市民 (E) 1 回 10 人	20
	・「日本の心でつなぐ伝統文化 (華道・茶道)」を実施する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府 市・山口市 (C) 1 回 2 人	(D) 周南市・防 府市・山口 市民 (E) 1 回 10 人	20

c) 自然と共生 する事業	・「幸せを呼ぶ木のぬくもり」 を意識した木育に関する活 動を実施する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府 市・山口市 (C) 1 回 2 人	(D) 宇部市・防 府市・山市 幼児・低学 年児童 (E) 20 人	20
d) 科学を探究 する事業	・教育に必要なソフトウェア または、アプリやシステム を開発し、公立学校を中心 に山口県内の学校に無料配 付する。	(A) 随時。 (B) 各作成場所。 (C) 2 人	(D) 宇部市・ 防府市・山 市中學生 徒 (E) 10 人	0
e) 地域と協働 する事	・バーチャル空間を活用した 不登校支援・教員向けの対 話会	(A) 年 4 回 (B) オンライン (C) 1 回 1 人	(D) 県内各市 (E) 1 回 10 人	0
	・「地域のゴミ拾い」を実施す る	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府 市・山口市 (C) 1 回 1 人	(D) 宇部市・ 防府市・山 市児童・生 徒 (E) 20 人	0
f) 福祉を補助 する事業	・障害を伴う幼児または、児 童・生徒のイベントを実施 する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府 市・山口市 (C) 1 回 2 人	—	—
g) 医療に寄与 する事業	・医療に関する幼児または、 児童・生徒のイベントを実 施する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府 市・山口市 (C) 1 回 2 人	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人山口ウェルビーイングの会

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位： 千円)
a) ウェルビーイングを拡げる事業	・「ウェルビーイング・幸せの対話会」を実施する。	(A)年4回 (B)オンライン (C)1回2人	(D)県内各市 (E)1回10人	0
	・「山口ウェルビーイング実践集 2026 中学校版」を作成し、販売する。	(A)8月末までに作成 (B)各作成場所 (C)5人	(D)山口県内 (E)1回5人	10
b) 日本の心を涵養する事業	・「世代を超えた体に優しい日本の料理教室」を実施する。	(A)年3回 (B)宇部市・防府市・山口市 (C)1回2人	(D)宇部市・防府市・山口市 市民 (E)1回10人	20
	・「日本の心でつなぐ伝統文化(華道・茶道)」を実施する。	(A)年3回 (B)宇部市・防府市・山口市 (C)1回2人	(D)周南市・防府市・山口市 市民 (E)1回10人	20
c) 自然と共生する事業	・「幸せを呼ぶ木のぬくもり」を意識した木育に関する活動を実施する。	(A)年3回 (B)宇部市・防府市・山口市 (C)1回2人	(D)宇部市・防府市・山口市 幼児・低学年児童 (E)20人	20

d) 科学を探究する事業	・教育に必要なソフトウェアまたは、アプリやシステムを開発し、公立学校を中心に山口県内の学校に無料配付する。	(A) 随時。 (B) 各作成場所。 (C) 2 人	(D) 宇部市・防府市・山口市中学生徒 (E) 10 人	0
e) 地域と協働する事業	・バーチャル空間を活用した不登校支援・教員向けの対話会	(A) 年 4 回 (B) オンライン (C) 1 回 1 人	(D) 県内各市 (E) 1 回 10 人	0
	・「地域のゴミ拾い」を実施する	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府市・山口市 (C) 1 回 1 人	(D) 宇部市・防府市・山口市児童・生徒 (E) 20 人	0
f) 福祉を補助する事業	・障害を伴う幼児または、児童・生徒のイベントを実施する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府市・山口市 (C) 1 回 2 人	—	—
g) 医療に寄与する事業	・医療に関する幼児または、児童・生徒のイベントを実施する。	(A) 年 3 回 (B) 宇部市・防府市・山口市 (C) 1 回 2 人	—	—

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人山ロウエルビーイングの会
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0	10,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	50,000	
4 事業収益			
事例集事業収益		10,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	10,000	
	0	0	
経常収益計			80,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	20000		
事業費計		70,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	10,000		
管理費計	0	10,000	
経常費用計	0		80,000
当期経常増減額	0		×××

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
.....		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

※設立当初の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人 山ロウェルビーイングの会
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	10,000		
賛助会員受取会費	0		
		10,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		50,000	
4 事業収益			
事例集事業収益		10,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	10,000	
	0	0	
経常収益計			80,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	20,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	20,000		
事業費計		70,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....			
その他経費計	10,000		
管理費計	0	10,000	
経常費用計	0		80,000
当期経常増減額	0		×××

Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0	0	
.....		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましいです。

※設立当初の活動予算書は、「計算書類等の作成にあたっての留意事項」を参考に作成してください。